

○岐阜市長良川温泉条例施行規則

昭和43年10月23日

規則第34号

改正 昭和43年12月28日規則第40号
昭和52年9月1日規則第24号
昭和56年4月1日規則第21号
平成元年4月1日規則第7号
平成9年3月31日規則第19号
平成11年3月30日規則第35号
平成11年9月30日規則第68号
平成17年3月30日規則第50号
平成20年11月26日規則第70号
平成28年3月25日規則第61号
令和3年2月17日規則第6号
令和6年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、岐阜市長良川温泉条例（昭和43年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(供給区域)

第2条 温泉の供給区域は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する区域内であっても、供給管施設の工事が困難であるもの又は市長が管理上支障を来すおそれがあると認めるものについては、供給を行わない。

(使用許可の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定により、温泉使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、温泉使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用許可を与えるときは、温泉使用許可書（第2号様式）を申請者に交付する。

(受給管の制限)

第4条 供給管から分岐する受給管は、条例第4条に規定する施設について1本とし、その内径は30ミリメートル以下とする。

(受給施設の施工)

第5条 受給施設の工事を施工するときは設計書及び仕様書等を市長に提出し、その承認を受け、完成のときは検査を受けなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料／減額／免除／申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(検査員証)

第7条 市長は、条例第12条第1項の規定により、受給施設の検査のため当該職員を使用者の施設内に立ち入らせる場合は、検査員証(第4号様式)を携帯させるものとする。

(受給施設の改修)

第8条 市長は、受給施設について改修の必要があると認めるときは、その改修を命ずるものとする。

(使用者の届出)

第9条 条例第11条の規定による使用者の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 条例第11条第1号に該当する場合 温泉使用／開始／中止／廃止／届(第5号様式)
- (2) 条例第11条第2号に該当する場合 開栓届(第6号様式)
- (3) 条例第11条第3号に該当する場合 受給施設／変更／増設／撤去／届(第7号様式)
- (4) 条例第11条第4号に該当する場合 代理人／選定／異動／届(第8号様式)
- (5) 条例第11条第5号に該当する場合 温泉使用者名義変更届(第9号様式)

(供給の停止)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉の供給を停止するものとする。

- (1) 市長の承認を受けずに受給施設の工事を施行したとき。
- (2) 使用中止の温泉の止水栓をみだりに開栓したとき。
- (3) 条例及びこの規則に定める届出の義務を怠ったとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為によって料金の徴収を免れようとしたとき。
- (5) 温泉を使用目的以外の目的に使用したとき。
- (6) 正当な理由なしに当該職員の職務の執行を拒み、又は妨害したとき。
- (7) 使用料を納付期限内に納付しないとき。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による供給停止処分を受けた後も違反行為を改めないとき。
- (2) 使用許可を受けた後、特別の理由がなく温泉の使用を開始しないとき又は使用の中止をしたとき。

(通知)

第12条 市長は、条例第13条第1項及び前2条の規定により供給を停止し、又は使用許可を取り消すと

きは、温泉／供給停止／使用許可取消／通知書（第10号様式）を使用者に交付する。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 第3条第1項の規定による申請及び第9条各号の規定による届出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第7号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第50号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第70号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第61号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第6号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

三田洞字蛇塚、三田洞字鐘戸山、三田洞字西洞、三田洞字徳寿ヶ洞、三田洞字金蔵坊、三田洞字日向平、三田洞字亦部、三田洞字中屋敷の各一部

長良字鶴飼屋、長良字裏屋敷、若竹町一丁目の各全部、長良字山先、長良字新屋敷、長良字南町、福光字猿尾、若竹町二丁目、織田町一丁目、鶴川町の各一部

湊町、御手洗、上材木町、玉井町、元浜町、早田川向、大宮町一丁目、大宮町二丁目、千畳敷下大道西、鏡岩の各一部

第1号様式(第3条関係)

温泉使用許可申請書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住 所

氏 名

電 話()

岐阜市長良川温泉条例第5条第1項の規定により、温泉使用の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|----------|--|----|--------|---|----|
| 施設の所在地 | 岐阜市 | 町字 | 丁目 | 組 | 番地 |
| 施設の名称 | | | | | |
| 使用(受給)目的 | | | | | |
| 使用(受給)場所 | 岐阜市 | 町字 | 丁目 | 組 | 番地 |
| 施設の概要 | 客室数 | 室 | 収容定員 人 | | |
| (添付書類) | 1 受給施設工事の設計書及び仕様書 2 受給施設施工業者名、その代表者の住所及び氏名並びに着手及び完成の予定を記載した書面 3 受給施設の受給管経路、浴槽の位置及び容積(立方メートル)並びに排水管経路を明記した平面図 4 申請者が法人の場合は、定款又はこれに類する書類の写し 5 受給のため第三者の土地を利用するときは、その承諾書の写し | | | | |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。

第2号様式(第3条関係)
(表)

温 泉 使 用 許 可 書

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



年 月 日付けて申請のあった温泉使用については、岐阜市長良川温泉条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

- 1 供給対象
- 2 使用目的
- 3 使用(受給)場所
- 4 施設の名称
- 5 岐阜市長良川温泉条例、岐阜市長良川温泉条例施行規則等を遵守すること。
 - * この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
 - * この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式

(裏)

次の場合は、岐阜市長良川温泉条例第13条第1項の規定により温泉の供給を停止し、又は使用許可を取り消されることがあります。

岐阜市長良川温泉条例(抜粋)

(供給停止又は使用許可の取消)

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、供給を停止し又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) その他公益上特に必要があるとき。

岐阜市長良川温泉条例施行規則(抜粋)

(供給の停止)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉の供給を停止するものとする。

- (1) 市長の承認を受けずに受給施設の工事を施行したとき。
- (2) 使用中の温泉の止水栓をみだりに開栓したとき。
- (3) 条例及びこの規則に定める届出の義務を怠ったとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為によって料金の徴収を免れようとしたとき。
- (5) 温泉を使用目的以外の目的に使用したとき。
- (6) 正当な理由なしに当該職員の職務の執行を拒み、又は妨害したとき。
- (7) 使用料を納付期限内に納付しないとき。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による供給停止処分を受けた後も違反行為を改めないとき。
- (2) 使用許可を受けた後、特別の理由がなくて温泉の使用を開始しないとき又は使用の中止をしたとき。

第3号様式(第6条関係)

使用料 減額 申請書
免除

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住 所

氏 名

電話()

岐阜市長良川温泉条例第8条第3項の規定により温泉使用料の 減額 免除 を申請いたします。

| | |
|---------------|--------------------|
| 許 可 指 令 番 号 | 岐阜市指令 第 号 |
| 使用(受給)場所 | 岐阜市 町字 丁目 組 番地 |
| 施 設 の 名 称 | |
| 減 額 免 除 の 理 由 | |
| 減 額 免 除 の 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考 | |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 該当箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

第4号様式(第7条関係)

(表)

| | | | |
|---|---|------|---|
| 第 | 号 | | |
| | | 検 | 査 |
| | | 員 | 証 |
| | | 所 | 属 |
| | | 岐阜市 | |
| | | 職氏名 | |
| | | 年 | 月 |
| | | 日生 | |
| | | 年 | 月 |
| | | 日 | |
| | | 岐阜市長 | |

8cm

(裏)

- 1 本証は、岐阜市長良川温泉条例第12条第1項の規定により受給施設の検査を行う権限を有する職員であることを証する。
- 2 本証は、上記検査を行う場合は必ず携帯しなければならない。
- 3 本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを提示しなければならない。

岐阜市長良川温泉条例(抜粋)

第12条 市長は、供給量を正常に保つために、受給施設を検査することができる。

- 2 前項の検査にあたっては、使用者は正当な理由がなく拒むことができない。

第5号様式(第9条関係)

温泉使用中止届
開始
中止
廃止

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住所
氏名

電話()

開始
次のとおり温泉の使用を中止したいので届け出ます。
廃止

| | |
|----------|--------------------|
| 許可指令番号 | 岐阜市指令第 号 |
| 使用(受給)場所 | 岐阜市 町字 丁目 組 番地 |
| 施設の名称 | |
| 開始年月日 | 年 月 日 |
| 廃止年月日 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 理由 | |
| 備考 | |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 該当箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

第6号様式(第9条関係)

開 栓 届

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住 所
氏 名

電話()

使用中止の温泉を開栓したいので届け出ます。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 許 可 指 令 番 号 | 岐阜市指令 第 号 |
| 使 用 (受 給) 場 所 | 岐阜市 町字 丁目 組 番地 |
| 施 設 の 名 称 | |
| 使 用 中 止 年 月 日 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 開 栓 年 月 日 | 年 月 日 |
| 備 考 | |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。

第7号様式(第9条関係)

受給施設 変更
増設 届
撤去

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住 所
氏 名

電話()

受給施設を 変更
増設 したいので関係書類を添えて届け出ます。
撤去

| | |
|--|---------------|
| 許 可 指 令 番 号 | 岐阜市指令 第 号 |
| 使 用 (受 給) 場 所 | 岐阜市 町 丁目 組 番地 |
| 施 設 の 名 称 | |
| 変更、増設、撤去 | 理 由 |
| 備 考 | |
| (添付書類) 1 受給施設工事の設計書及び仕様書 2 受給施設施工業者名、その代表者の住所及び氏名並びに着手及び完成の予定を記載した書面 3 受給施設の受給管経路、浴槽の位置及び容積(立方メートル)並びに排水管経路を明記した平面図 | |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 該当箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

第8号様式(第9条関係)

代理人 選定届
異動

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住所
氏名

電話()

次のとおり代理人を 選定 異動 しましたので届け出ます。

| | | | |
|-----------|-----------|----|----------------|
| 許可指令番号 | 岐阜市指令 第 号 | | |
| 使用(受給)場所 | 岐阜市 | 町字 | 丁目 組 番地 |
| 施設の名称 | | | |
| 選定届 異動 | 代理人 | 住所 | 岐阜市 町字 丁目 組 番地 |
| | | 氏名 | 電話() |
| | 旧代理人 | 住所 | 岐阜市 町字 丁目 組 番地 |
| | | 氏名 | 電話() |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 該当箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

第9号様式(第9条関係)

温泉使用者名義変更届

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住 所

氏 名

電話()

次のとおり温泉使用者の名義を変更したいので関係書類を添えて届け出ます。

| | | | | |
|---|-----------|-------|-----|-------|
| 許 可 指 令 番 号 | 岐阜市指令 第 号 | | | |
| 使 用 (受 給) 場 所 | 岐阜市 | 町 字 | 丁 目 | 組 番 地 |
| 施 設 の 名 称 | | | | |
| 新 名 義 人 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | 電話() | | |
| 旧 名 義 人 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | 電話() | | |
| 名 義 を 変 更 す る 理 由 | | | | |
| 備 考 | | | | |
| (添付書類) 1 温泉使用許可書 2 相続により名義を変更しようとするときは、その事実を証明する書面(戸籍謄本又は抄本等) 3 法人の合併により名義を変更しようとするときは、その事実を証明する書面(登記事項証明書) 4 譲渡により名義を変更しようとするときは、その事実を証明する書面(譲渡契約書の写等) | | | | |

記入上の注意

- 1 住所は、法人にあつては主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 氏名は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。

第10号様式(第12条関係)

温泉 供給停止 通知書
使用許可取消

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



次の理由により温泉の 供給を 停止 します。
使用許可 取消し

1 理 由

2 温泉供給停止期間 年 月 日から

年 月 日まで

3 温泉使用許可取消期日 年 月 日

- * この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- * この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 第1号様式 (第3条関係)
- 第2号様式 (第3条関係)
- 第3号様式 (第6条関係)
- 第4号様式 (第7条関係)
- 第5号様式 (第9条関係)
- 第6号様式 (第9条関係)
- 第7号様式 (第9条関係)
- 第8号様式 (第9条関係)
- 第9号様式 (第9条関係)
- 第10号様式 (第12条関係)